

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和8年5月8日(金)
第4号

◆障害福祉サービス事業◆

障害福祉サービス事業を利用するにあたり、基本的に障害者手帳の所持が必要となります。

①「就労選択支援事業」(新たに創設された障害福祉サービス事業)

『生徒本人の希望、就労能力や適性などにあった就労先を選択することができる』ように、就労選択支援事業(令和7年10月1日施行)が創設されました。就労継続支援B型事業利用希望者は利用しなければいけません。令和9年4月1日以降は就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所利用希望者も利用をします。詳細が分かり次第お知らせいたします。

②「就労移行支援事業」

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談やその他の必要な支援を行います。簡単に言えば障害者手帳を所持している方の就職するための専門学校というイメージです。利用期間は、原則2年以内です。

③「就労継続支援A型事業」

生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。ハローワークを通し、障害福祉サービス事業所と雇用契約を結び、しっかりと働くと給与として、時間給の最低賃金(福岡県1,057円)をいただくことができます。雇用契約として1日4時間程度の勤務が多いです。「就労移行支援事業」のような利用期限は、ありません。

④「就労継続支援B型事業」

生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。ハローワークを通さず、障害福祉サービス事業所と直接契約を結び、働くことで工賃をいただくことができます。工賃は、障害福祉サービス事業所や仕事内容により異なります。「就労移行支援事業」のような利用期限は、ありません。

⑤「就労定着支援事業」

2018年4月の「障害者総合支援法」の改正に伴い、新たに創設されたサービス事業です。就労移行支援又は就労継続支援A型やB型の障害福祉サービス事業を利用して、企業へ新たに雇用された人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言などの必要な支援を行って、この障害福祉サービス事業は利用者にとって、就職後の強い味方となっています。就職後7カ月目から就職後3年6カ月目までの最大3年間利用できます。

⑥「宿泊型自立訓練事業」

夜間や休日において、共同生活を行う住居で、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。宿泊型自立訓練事業の利用期間は、原則2年以内となっています。在学中に、実費で体験利用することも可能です。

⑦「共同生活援助(グループホーム)」

夜間や休日において、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や相談を行います。「宿泊型自立訓練事業」のような利用期限がないので、空きを見つけることが難しいです。